

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和6年度事業点検・評価調書

3-6

3-6

章	第3章 佐渡金銀山の保存管理		取組項目	景観条例に基づく景観保全、地域における景観形成
節			事業主体	佐渡市建築住宅課
事業(施策)名	6 景観条例の周知化及び啓発活動		関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課
事業実施期間	H28～R6			
事業概要	【事業目的】 ○ 景観保全に関する市民の理解を促進し、佐渡市景観条例に基づき、世界遺産を中心に地域における良好な景観形成を図る。 【事業内容】 ○ 市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底を図るとともに、地域における良好な景観形成に向けて、地域が協働し、主体的・継続的に取り組むことができるよう啓発活動を行う。 【本計画終了時点のゴール】 ○ 景観条例の周知を図り、事前協議・届出を徹底することで、景観形成基準に合った良好な景観形成を進める。			
これまでの取組実績	○ 景観条例による届出制度を市報やケーブルテレビにより周知を図った。 ○ 届出漏れを防ぐため、世界遺産推進課、生活環境課、県佐渡地域振興局地域整備部建築課と連携しながら届出・申請確認リストを作成し、建築士会、建築組合、建設業労働災害防止協会、解体業者(市内登録業者)へ周知するとともに、各課の窓口へ相談に来た方へ配布した。			
事業計画と実績	【R6年度計画】 ● 市報(4月)で景観条例による届出制度について周知する。 【R6年度実績】 ● 市報(4月)や庁内広告で景観条例による届出制度について周知を行ったほか、県・市職員に向けた説明会に参加し、制度を紹介した。			
事業評価	【ゴールに対する計画終了時の達成度】 [A ・ <u>B</u> ・ C] ◇ 普及活動により、一定の成果が得られた。 ◇ H28年からR6年12月まで届出実績は2030件。			
課題	■ 良好な景観保全に向けて情報発信する。			

A: 予定を上回る進捗
B: 概ね予定どおり
C: 遅れている。